

東京都「生活支援付すまい確保事業補助金」

○26年4月 東京都が「住まい対策一体型地域生活支援事業」（高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住居の確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村事業）への補助を開始しましたが、杉並区はこれを受け、従来より行ってきた下記の各事業を、26年度より同補助のモデル事業として申請の上開始しました。

1 事業名・事業内容

(1) 「杉並区高齢者等アパートあっせん事業」と「杉並区高齢者等入居支援事業」の2事業を実施しており、内容は以下のとおりです。

(2) 事業内容

①杉並区高齢者等アパートあっせん事業の対象者は、高齢者世帯、ひとり親家庭、障害者世帯、災害被災者、犯罪被害者、DV被害者や被災等により新たな住宅の確保が必要な者で、宅建杉並支部と連携し、物件の情報提供と民間アパートのあっせんを行い、仲介手数料の一部を助成します。(上限 69,800 円)

②杉並区高齢者等入居支援事業は、「保証人が見つからない」「入居後の生活が不安」等の理由で、民間賃貸住宅の契約が困難な高齢者世帯等の入居・居住継続を支援するための制度で、以下の3種類となります。

I 家賃等債務保証

高齢者世帯、ひとり親家庭、障害者世帯、災害被災者、犯罪被害者、DV被害者が、民間アパートの契約時または更新時に民間保証会社を利用した場合に保証料の一部を助成します(上限 30,000 円)。

II 見守りサービス

高齢者世帯(単身)へ週1回、「NPO法人新しいホームをつくる会」が電話をかけ、安否確認を行ったり、また、有料で訪問援助(通院介助、買い物等の手伝い等)を行います。

III 葬儀の実施・残存家財の撤去

親族等がない高齢者世帯(単身)及び障害者世帯(単身)が亡くなった際に、杉並区が委託した「杉並区社会福祉協議会」が葬儀を行い、住宅に残された家財の撤去を行います。

なおこのためには、利用者は計12万円<葬儀7万、残存家財撤去5万>の預託金が必要となります。

2. 平成27年度予算額(杉並区)

費目	金額(円)	積算内訳
アパートあっせん事業	4,720,000	@59,000×80件
家賃等債務保証	1,000,000	@25,000×40件
委託料(宅建杉並支部)	240,000	アパートあっせん事業
委託料(新しいホームつくる会)	406,000	見守りサービス
負担金・補助金	1,300,000	葬儀の実施、残存家財の撤去
合計	7,666,000	